

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 市街地再開発事業の事業計画の変更認可……………一
……………(都市整備局市街地整備部再開発課)……………一
- 東京都環境影響評価条例による環境影響評価書等
(三件)……………一
……………(環境局総務部環境政策課)……………一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区
域の指定解除……………(環境局多摩環境事務所環境改善課)……………九
- 開発行為に関する工事完了……………一
……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………一〇
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………一〇
……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………一〇
- 大規模小売店舗立地法に基づく廃止の届出……………一三
……………(同)……………一三
- 土地収用法による収用の裁決手続開始……………一五
……………(東京都収用委員会)……………一五
- 土地収用法による収用の裁決手続開始……………一七
……………(同)……………一七

告示

●東京都告示第八百八十号
都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第七条の
十六第一項の規定に基づき虎ノ門二丁目地区第一種市街地
再開発事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項
において準用する同法第七条の十五第一項の規定により、
次のように告示する。

令和四年六月六日
東京都知事 小池 百合子

一 施行者の氏名又は名称
独立行政法人都市再生機構及び国家公務員共済組合連
合会

二 事業施行期間
平成二十六年七月十五日から令和十一年三月三十一日
まで

三 施行地区
港区虎ノ門二丁目及び赤坂一丁目各地区内

四 第一種市街地再開発事業の名称
虎ノ門二丁目地区第一種市街地再開発事業

五 事務所の所在地
中央区八重洲一丁目三番七号

六 施行認可の年月日
平成二十六年七月十五日

七 変更の内容
事業施行期間を令和十三年三月三十一日まで延長する。

八 事業計画の変更の認可の年月日
令和四年六月六日

●東京都告示第八百八十一号
東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九
十六号。以下「条例」という。)第五十八条第一項の規定
に基づき、(仮称)内幸町一丁目街区開発計画(北地
区)について、環境影響評価書及びその概要の提出があつ
たので、条例第五十九条第一項の規定により、次のとおり
告示する。

令和四年六月六日
東京都知事 小池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在
地
株式会社帝国ホテル
代表取締役社長 定保 英弥
千代田区内幸町一丁目一番一号
三井不動産株式会社
代表取締役社長 菰田 正信
中央区日本橋室町二丁目一番一号

二 対象事業の名称及び種類
(仮称)内幸町一丁目街区開発計画(北地区)
高層建築物の設置

三 対象事業の内容の概略
対象事業は、千代田区内幸町一丁目の約二・四ヘクタ
ールの区域におけるオフィス、宿泊施設、商業及び駐車
場等の新築事業であり、計画地は、条例第四十条第四項
に規定する「良好な環境を確保しつつ都市機能の高度化
を推進する地域」(特定の地域)に位置している。

四 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要
事業者は、大気汚染、騒音・振動、日影、電波障害、

風環境及び景観について評価を行い、その結論は別記のとおりである。

五 評価書の縦覧

(一) 期間

令和四年六月六日から同月二十日まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 千代田区環境まちづくり部環境政策課

千代田区九段南一丁目二番一号

イ 中央区環境土木部環境課

中央区築地一丁目一番一号 中央区役所七階

ウ 港区環境リサイクル支援部環境課

港区芝公園一丁目五番二十五号

エ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十九階

オ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎

三階

別記(原文のまま記載)

環境に及ぼす影響の評価の結論

対象事業の実施が環境に及ぼす影響について、事業計画の内容や計画地及び周辺の状況を考慮した上で環境影響評価の項目を選定し、現況調査及び予測・評価を行った。環境に及ぼす影響の評価の結論は、表1(1)～(3)に示すとおりである。

表1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
1. 大気汚染	<p>[建設機械の稼働に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度]</p> <p>二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に変換した値は、I期が0.063ppm、II期が0.067ppmであり、I期及びII期ともに環境基準(0.04から0.06ppm)のゾーン内またはそれ以下を上回る。建設機械の稼働に伴う寄与率は、I期が43.6%、II期が48.0%である。</p> <p>浮遊粒子状物質の将来濃度(年平均値)を日平均値(2%除外値)に変換した値は、I期が0.054mg/m³、II期が0.050mg/m³であり、環境基準(0.10mg/m³以下)を満たす。建設機械の稼働に伴う寄与率は、I期が14.6%、II期が17.0%である。</p> <p>工事の実施にあたっては、建設機械による寄与率を極力少なくするため、事前に作業計画を十分検討し、建設機械の集中稼働を避けた効率的な作業に努め、最新の排出ガス対策型の建設機械の使用に努めるとともに、建設機械の不必要なアイドリングの防止や良質な燃料の使用等により、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響の低減に努める。</p> <p>以上のことから、建設機械の稼働による寄与率は大きいですが、上記のような環境保全のための措置を徹底することにより、建設機械の稼働に伴う大気質への影響は低減されると考える。</p> <p>工事の進行中</p> <p>[工事用車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度]</p> <p>二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に変換した値は、I期は0.045～0.046ppm、II期は0.045ppmであり、環境基準(0.04から0.06ppm)のゾーン内またはそれ以下を満たす。工事用車両の走行に伴う寄与率は、I期は0.2%、II期は0.1～0.2%である。</p> <p>浮遊粒子状物質の将来濃度(年平均値)を日平均値(2%除外値)に変換した値は、I期及びII期ともに0.044mg/m³であり、環境基準(0.10mg/m³以下)を満たす。工事用車両の走行に伴う寄与率は、I期及びII期ともに0.1%未満である。</p> <p>以上のことから、工事用車両の走行に伴う大気質への影響は小さいと考える。</p>
工事の完了後	<p>[関連車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度]</p> <p>二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に変換した値は、0.045ppmであり、環境基準(0.04から0.06ppm)のゾーン内またはそれ以下を満たす。関連車両の走行に伴う寄与率は、0.1%未満である。</p> <p>浮遊粒子状物質の将来濃度(年平均値)を日平均値(2%除外値)に変換した値は、0.044mg/m³であり、環境基準(0.10mg/m³以下)を満たす。関連車両の走行に伴う寄与率は、0.1%未満である。</p> <p>以上のことから、関連車両の走行に伴う大気質への影響は小さいと考える。</p>

表1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
1. 大気汚染	<p>【駐車場利用車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】</p> <p>二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に変換した値は、0.04ppmであり、環境基準(0.04から0.06ppmのゾーン内またはそれ以下)を満たす。駐車場利用車両の走行に伴う奇与率は6.3%である。</p> <p>浮遊粒子状物質の将来濃度(年平均値)を日平均値(2%除外値)に変換した値は、0.044mg/m³であり、環境基準(0.10mg/m³以下)を満たす。駐車場利用車両の走行に伴う奇与率は、0.5%である。</p> <p>以上のことから、駐車場利用車両の走行に伴う大気質への影響は小さいと考える。</p>
2. 騒音・振動	<p>【建設機械の稼働に伴う建設作業騒音】</p> <p>建設機械の稼働に伴う建設作業の騒音レベル(L_{eq})は、計画地敷地境界においてI期解体では最大83dB、I期建設では最大77dB、II期解体では最大83dB、II期建設では最大78dBであり、評価の指標とした勧告基準値(80dBもしくは85dB)を下回る。</p> <p>【建設機械の稼働に伴う建設作業振動】</p> <p>建設機械の稼働に伴う建設作業の振動レベル(L_{v0})は、計画地敷地境界においてI期解体では最大69dB、I期建設では最大68dB、II期解体では最大69dB、II期建設では最大67dBであり、評価の指標とした勧告基準値(70dBもしくは75dB)を下回る。</p> <p>以上のことから、建設機械の稼働に伴う建設作業振動の影響は小さいと考える。</p> <p>【工事用車両の走行に伴う道路交通騒音】</p> <p>工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音レベル(L_{eq})は、I期及びII期ともに昼間68～67dBであり、評価の指標とした環境基準(昼間65dBもしくは70dB以下)を満たす。</p> <p>工事の実施にあたっては、工事用車両の走行に伴う道路交通騒音の増加を極力小さくするために、事前に作業計画を十分検討し、工事用車両による搬出入が集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理を行い、工事工程の平準化に努める等により、道路交通騒音による影響の低減に努める。</p> <p>なお、工事用車両の走行に伴う騒音レベルの増加分は、I期及びII期ともに昼間1dB未満である。</p> <p>以上のことから、工事用車両の走行に伴う道路交通騒音の影響は小さいと考える。</p> <p>【工事用車両の走行に伴う道路交通振動】</p> <p>工事用車両の走行に伴う道路交通の振動レベル(L_{v0})は、I期は昼間29～40dB、夜間27～38dB、II期は昼間30～41dB、夜間27～36dBであり、評価の指標とした規制基準値(昼間60dBもしくは65dB、夜間55dBもしくは60dB)を下回る。</p> <p>なお、工事用車両の走行に伴う振動レベルの増加分は、I期は昼間1dB未満～1dB、夜間1dB未満、II期は昼間1dB、夜間1dB未満である。</p> <p>以上のことから、工事用車両の走行に伴う道路交通振動の影響は小さいと考える。</p>

表1(3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
3. 日影	<p>【冬至日における日影の範囲、日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度】</p> <p>日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度】</p> <p>計画地は「都市計画法」第8条の4に基づき特定街区を計画していることから、「建築基準法」第56条の2による日影規制の適用は除外される。しかし、計画地の西側には日影規制が定められている日比谷公園が存在するため、「東京都建築安全条例」とその解説(改訂355版)の記載に準拠し、日影規制を評価の指標とした。予測結果によると、計画建築物により日比谷公園に生じる日影は3時間未満と予測され、評価の指標を満足する。</p> <p>以上のことから、日影の影響は小さいと考える。</p>
4. 電波障害	<p>【計画建築物の設置によるテレビ電波の遮へい障害及び反射障害】</p> <p>計画建築物により、地上デジタル放送については遮へい障害及び反射障害が、衛星放送は遮へい障害が生じると予測する。</p> <p>計画建築物によるテレビ電波の受信障害が発生した場合には、受信状況に応じて、適切な受信障害対策を講ずることにより、テレビ電波の受信障害は解消すると考えられ、評価の指標を満足する。</p> <p>以上のことから、電波障害の影響は小さいと考える。</p>
5. 風環境	<p>【平均風向、平均風速、最大風速等の突風の状況並びにそれらの変化する地域の範囲及び変化の程度】</p> <p>計画建築物建設前における計画地周辺の風環境は、領域A(住宅地相当)及び領域B(低中層市街地相当)である。</p> <p>計画建築物建設後(対策後)は、適切な防風対策を行うことで一部において建設前に比べて領域の変化が見られるが、全ての地点において中高層市街地相当の風環境である領域におさまっている。また、風の影響に特に配慮すべき施設(日比谷公園等)は、低中層市街地相当の風環境である領域におさまっている。</p> <p>以上のことから、風環境の影響は小さいと考える。</p>
6. 景観	<p>【主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度】</p> <p>主要な景観の構成要素は、現況では、計画地内は中高層の建築物、計画地周辺は中高層の建築物、鉄道、公園等であり、工事の完了後では、計画地内は高層の建築物、計画地周辺は現況と同じである。このため、主要な景観の構成要素は大きく変化しないと予測され、評価の指標を満足する。</p> <p>以上のことから、主要な景観の構成要素の改変、及びその改変による地域景観の特性の変化の影響は小さいと考える。</p> <p>【代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度】</p> <p>工事の完了後は、近景域では周辺の中高層建築物と相まって、新たな都市景観が形成されると予測する。また、中景域では、周辺の中高層建築物と調和した風格のある景観が、遠景域では、周辺の既存建築物または計画された高層建築物群と一体となったスカイラインが形成されると予測され、評価の指標を満足する。</p> <p>以上のことから、代表的な眺望地点からの眺望の変化の影響は小さいと考える。</p> <p>【圧迫感の変化の程度】</p> <p>工事の完了後の計画地内計画建築物の形態率は7～42.5%であり、現況(計画地内既存建築物)と比較して1.2～12.4ポイント増加するが、計画建築物の高層部をセッ卜ボックスさせ、圧迫感の軽減を図っていると予測され、評価の指標を満足する。</p> <p>以上のことから、圧迫感の変化の影響は小さいと考える。</p>

●東京都告示第八百八十二号

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号。以下「条例」という。)第五十八条第一項の規定に基づき、(仮称)内幸町一丁目街区開発計画(中地区)について、環境影響評価書及びその概要の提出があったので、条例第五十九条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年六月六日

東京都知事 小 池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社

代表取締役社長 辻上 広志

千代田区外神田四丁目十四番一号 秋葉原UDX

公共建物株式会社

代表取締役会長兼社長 山下 耕平

中央区京橋二丁目四番十二号 京橋第一生命ビル六階

東京電力パワーグリッド株式会社

代表取締役社長 金子 禎則

千代田区内幸町一丁目一番三号

三井不動産株式会社

代表取締役社長 菰田 正信

中央区日本橋室町二丁目一番一号

二 対象事業の名称及び種類

(仮称)内幸町一丁目街区開発計画(中地区)

高層建築物の設置

三 対象事業の内容の概略

対象事業は、千代田区内幸町一丁目の約二・二ヘクタールの区域におけるオフィス、宿泊施設、商業、ホール及び駐車場等の新築事業であり、計画地は、条例第四十条第四項に規定する「良好な環境を確保しつつ都市機能の高度化を推進する地域」(特定の地域)に位置している。

四 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要

事業者は、大気汚染、騒音・振動、日影、電波障害、風環境及び景観について評価を行い、その結論は別記のとおりである。

五 評価書の縦覧

(一) 期間

令和四年六月六日から同月二十日まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 千代田区環境まちづくり部環境政策課

千代田区九段南一丁目二番一号

イ 中央区環境土木部環境課

中央区築地一丁目一番一号 中央区役所七階

ウ 港区環境リサイクル支援部環境課

港区芝公園一丁目五番二十五号

エ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十九階

オ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎

別記 (原文のまま記載)

環境に及ぼす影響の評価の結論

対象事業の実施が環境に及ぼす影響について、事業計画の内容や計画地及び周辺の状況を考慮した上で環境影響評価師の項目を選定し、現況調査及び予測・評価を行った。環境に及ぼす影響の評価の結論は、表1(1)～(3)に示すとおりである。

表1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
1. 大気汚染	<p>【建設機械の稼働に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】</p> <p>二酸化窒素の将来濃度 (年平均値) を日平均値 (年間98%値) に変換した値は、0.070ppmであり、環境基準 (0.04から0.06ppmのゾーン内またはそれ以下) を上回る。建設機械の稼働に伴う寄与率は、51.4%である。</p> <p>浮遊粒子状物質の将来濃度 (年平均値) を日平均値 (2%除外値) に変換した値は、0.057mg/m³であり、環境基準 (0.10mg/m³以下) を満たす。建設機械の稼働に伴う寄与率は、19.1%である。</p> <p>工事の実施にあたっては、建設機械による寄与率を極力少なくするため、事前に作業計画を十分検討し、建設機械の集中稼働を避けた効率的な作業に努め、最新の排出ガスを対策型の建設機械の使用に努めるとともに、建設機械の不必要なアイドリングの防止や良質な燃料の使用等により、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響の低減に努める。</p> <p>以上のことから、建設機械の稼働による寄与率は大きいですが、上記のような環境保全のための措置を徹底することにより、建設機械の稼働に伴う大気質への影響は低減されると考える。</p> <p>【工事用車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】</p> <p>二酸化窒素の将来濃度 (年平均値) を日平均値 (年間98%値) に変換した値は、0.045～0.046ppmであり、環境基準 (0.04から0.06ppmのゾーン内またはそれ以下) を満たす。工事用車両の走行に伴う寄与率は、0.1～0.3%である。</p> <p>浮遊粒子状物質の将来濃度 (年平均値) を日平均値 (2%除外値) に変換した値は、0.044mg/m³であり、環境基準 (0.10mg/m³以下) を満たす。工事用車両の走行に伴う寄与率は、0.1%未満である。</p> <p>以上のことから、工事用車両の走行に伴う大気質への影響は小さいと考える。</p> <p>【関連車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】</p> <p>二酸化窒素の将来濃度 (年平均値) を日平均値 (年間98%値) に変換した値は、0.046ppmであり、環境基準 (0.04から0.06ppmのゾーン内またはそれ以下) を満たす。関連車両の走行に伴う寄与率は、0.1%未満～0.1%である。</p> <p>浮遊粒子状物質の将来濃度 (年平均値) を日平均値 (2%除外値) に変換した値は、0.044mg/m³であり、環境基準 (0.10mg/m³以下) を満たす。関連車両の走行に伴う寄与率は、0.1%未満である。</p> <p>以上のことから、関連車両の走行に伴う大気質への影響は小さいと考える。</p>

表1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

評価の結論

項目	評価の結論
1. 大気汚染	<p>【駐車場利用車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】</p> <p>二酸化窒素の将来濃度 (年平均値) を日平均値 (年間98%値) に変換した値は、0.044ppmであり、環境基準 (0.04から0.06ppmのゾーン内またはそれ以下) を満たす。駐車場利用車両の走行に伴う寄与率は0.1%である。</p> <p>浮遊粒子状物質の将来濃度 (年平均値) を日平均値 (2%除外値) に変換した値は、0.044mg/m³であり、環境基準 (0.10mg/m³以下) を満たす。駐車場利用車両の走行に伴う寄与率は、0.1%未満である。</p> <p>以上のことから、駐車場利用車両の走行に伴う大気質への影響は小さいと考える。</p>
2. 騒音・振動	<p>【建設機械の稼働に伴う建設作業騒音】</p> <p>建設機械の稼働に伴う建設作業の騒音レベル (L₆₀) は、解体工事では計画地敷地境界において最大82dB、建設工事では計画地敷地境界において最大77dBであり、評価の指標とした報告基準値 (80dBもしくは85dB) を下回る。</p> <p>以上のことから、建設機械の稼働に伴う建設作業騒音の影響は小さいと考える。</p> <p>【建設機械の稼働に伴う建設作業振動】</p> <p>建設機械の稼働に伴う建設作業の振動レベル (L_{v60}) は、解体工事では計画地敷地境界において最大69dB、建設工事では計画地敷地境界において最大68dBであり、評価の指標とした報告基準値 (70dBもしくは75dB) を下回る。</p> <p>以上のことから、建設機械の稼働に伴う建設作業振動の影響は小さいと考える。</p> <p>【工事用車両の走行に伴う道路交通騒音】</p> <p>工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音レベル (L₆₀) は、昼間63～67dBであり、評価の指標とした環境基準 (昼間65dBもしくは70dB以下) を満たす。</p> <p>工事の実施にあたっては、工事用車両の走行に伴う道路交通騒音の増加を極力小さくするために、事前に作業計画を十分検討し、工事用車両による操出人が集まないよう、計画的かつ効率的な運行管理を行い、工事工程の平準化に努める等により、道路交通騒音による影響の低減に努める。</p> <p>なお、工事用車両の走行に伴う騒音レベルの増加分は、昼間1dB未満である。</p> <p>以上のことから、工事用車両の走行に伴う道路交通騒音の影響は小さいと考える。</p> <p>【工事用車両の走行に伴う道路交通振動】</p> <p>工事用車両の走行に伴う道路交通の振動レベル (L_{v60}) は、昼間29～40dB、夜間27～36dBであり、評価の指標とした規制基準値 (昼間60dBもしくは65dB、夜間55dBもしくは60dB) を下回る。</p> <p>なお、工事用車両の走行に伴う振動レベルの増加分は、昼間1dB未満～1dB、夜間1dB未満である。</p> <p>以上のことから、工事用車両の走行に伴う道路交通振動の影響は小さいと考える。</p>

表1(3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
3.日影	<p>【冬至日における日影の範囲、日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度】</p> <p>【日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度】</p> <p>計画地は「都市計画法」第3条の4に基づく特定街区を計画していることから、「建築基準法」第56条の2による日影規制の適用は除外される。しかし、計画地の西側には日影規制が定められている日比谷公園が存在するため、「東京都建築安全条例」とその解説(改訂36版)の記載に準拠し、日影規制を評価の指標として予測され、評価の指標を満足する。</p> <p>以上のことから、日影の影響は小さいと考える。</p>
4.電波障害	<p>【計画建築物の設置によるテレビ電波の遮へい障害及び反射障害】</p> <p>計画建築物により、地上デジタル放送については遮へい障害が、衛星放送も遮へい障害が生じると予測する。</p> <p>計画建築物によるテレビ電波の受信障害が発生した場合には、受信状況に応じて、適切な受信障害対策を講じることにより、テレビ電波の受信障害は解消すると考えられ、評価の指標を満足する。</p> <p>以上のことから、電波障害の影響は小さいと考える。</p>
5.風環境	<p>【平均風向、平均風速、最大風速等の突風の状況並びにそれらの変化する地域の範囲及び変化の程度】</p> <p>計画建築物建設前における計画地周辺の風環境は、領域A(住宅地相当)及び領域B(低中層市街地相当)である。</p> <p>計画建築物建設後は、一部において建設前に比べて領域の変化が見られるが、全ての地点において中高層市街地相当の風環境である領域Bにおさまっている。また、風の影響に特に配慮すべき施設(日比谷公園等)は、低中層市街地相当の風環境である領域Bにおさまっている。</p> <p>以上のことから、風環境の影響は小さいと考える。</p>
6.景観	<p>【主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度】</p> <p>主要な景観の構成要素は、現況では、計画地内は中高層の建築物、計画地周辺は中高層の建築物、鉄道、公園等であり、工事の完了後では、計画地内は高層の建築物、計画地周辺は現況と同じである。このため、主要な景観の構成要素は大きく変化しないと予測され、評価の指標を満足する。</p> <p>以上のことから、主要な景観の構成要素の改変、及びその改変による地域景観の特性の変化の影響は小さいと考える。</p> <p>【代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度】</p> <p>工事の完了後は、近景域では周辺の中高層建築物と相まって、新たな都市景観が形成されると予測する。また、中景域では、周辺の中高層建築物と調和した風格のある景観が、遠景域では、周辺の既存建築物または計画されている高層建築物群と一体となったスカイラインが形成されると予測され、評価の指標を満足する。</p> <p>以上のことから、代表的な眺望地点からの眺望の変化の影響は小さいと考える。</p> <p>【圧迫感の変化の程度】</p> <p>工事の完了後の計画地内計画建築物の形態率は12.1~17.8%であり、現況(計画地内既存建築物)と比較して-23.0~9.7ポイント減少または増加するが、計画建築物の高層部をセットバックさせ、圧迫感を図っていると予測され、評価の指標を満足する。</p> <p>以上のことから、圧迫感の変化の影響は小さいと考える。</p>

●東京都告示第八百八十三号

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号。以下「条例」という。)第五十八条第一項の規定に基づき、(仮称)内幸町一丁目街区開発計画(南地区)について、環境影響評価書及びその概要の提出があったので、条例第五十九条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年六月六日

東京都知事 小 池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

第一生命保険株式会社

代表取締役社長 稲垣 精二

千代田区有楽町一丁目十三番一号

中央日本土地建物株式会社

代表取締役社長 平松 哲郎

千代田区霞が関一丁目四番一号

東京センチューリ株式会社

代表取締役社長 野上 誠

千代田区神田練堀町三番地

東京電力パワーグリッド株式会社

代表取締役社長 金子 禎則

千代田区内幸町一丁目一番三号

二 対象事業の名称及び種類

(仮称)内幸町一丁目街区開発計画(南地区)

高層建築物の設置

三 対象事業の内容の概略

対象事業は、千代田区内幸町一丁目の約一・九ヘクタールの区域におけるオフィス、宿泊施設、商業、ウェルネス促進施設及び駐車場等の新築事業であり、計画地は、条例第四十条第四項に規定する「良好な環境を確保しつつ都市機能の高度化を推進する地域」(特定の地域)に位置している。

四 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要

事業者は、大気汚染、騒音・振動、日影、電波障害、風環境及び景観について評価を行い、その結論は別記のとおりである。

五 評価書の縦覧

(一) 期間

令和四年六月六日から同月二十日まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 千代田区環境まちづくり部環境政策課

千代田区九段南一丁目二番一号

イ 中央区環境土木部環境課

中央区築地一丁目一番一号 中央区役所七階

ウ 港区環境リサイクル支援部環境課

港区芝公園一丁目五番二十五号

エ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁

舎十九階

オ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎

三階

別記（原文のまま記載）

環境に及ぼす影響の評価の結論
 対策事業の実施が環境に及ぼす影響について、事業計画の内容や計画地及び周辺の状況を考慮した上で環境影響評価の項目を選定し、現況調査及び予測・評価を行った。環境に及ぼす影響の評価の結論は、表1(1)～(3)に示すとおりである。

表1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
1. 大気汚染	<p>【建設機械の稼働に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】 二酸化窒素の将来濃度（年平均値）を日平均値（年間98%値）に変換した値は、0.071ppmであり、環境基準（0.04から0.06ppmのゾーンまたはそれ以下）を上回る。建設機械の稼働に伴う寄与率は、52.5%である。 浮遊粒子状物質の将来濃度（年平均値）を日平均値（2%除外値）に変換した値は、0.058mg/m³であり、環境基準（0.10mg/m³以下）を満たす。建設機械の稼働に伴う寄与率は、19.9%である。 工事の実施にあたっては、建設機械による寄与率を極力小さくするため、事前に作業計画を十分検討し、建設機械の集中稼働を避けた効率的な作業に努め、最新の排出ガス対策型の建設機械の使用に努めるとともに、建設機械の不必要なアイドリングの防止や良質な燃料の使用等により、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響の低減に努める。 以上のことから、建設機械の稼働による寄与率は大きい。上記のような環境保全のための措置を徹底することにより、建設機械の稼働に伴う大気質への影響は低減されると考える。</p> <p>【工事用車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】 二酸化窒素の将来濃度（年平均値）を日平均値（年間98%値）に変換した値は、0.045～0.046ppmであり、環境基準（0.04から0.06ppmのゾーンまたはそれ以下）を満たす。工事用車両の走行に伴う寄与率は、0.1～0.3%である。 浮遊粒子状物質の将来濃度（年平均値）を日平均値（2%除外値）に変換した値は、0.044mg/m³であり、環境基準（0.10mg/m³以下）を満たす。工事用車両の走行に伴う寄与率は、0.1%未満である。 以上のことから、工事用車両の走行に伴う大気質への影響は小さいと考える。</p> <p>【関連車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】 二酸化窒素の将来濃度（年平均値）を日平均値（年間98%値）に変換した値は、0.045～0.046ppmであり、環境基準（0.04から0.06ppmのゾーンまたはそれ以下）を満たす。関連車両の走行に伴う寄与率は、0.1%未満～0.1%である。 浮遊粒子状物質の将来濃度（年平均値）を日平均値（2%除外値）に変換した値は、0.044mg/m³であり、環境基準（0.10mg/m³以下）を満たす。関連車両の走行に伴う寄与率は、0.1%未満である。 以上のことから、関連車両の走行に伴う大気質への影響は小さいと考える。</p> <p>【駐車場利用車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】 二酸化窒素の将来濃度（年平均値）を日平均値（年間98%値）に変換した値は、0.045ppmであり、環境基準（0.04から0.06ppmのゾーンまたはそれ以下）を満たす。駐車場利用車両の走行に伴う寄与率は2.4%である。 浮遊粒子状物質の将来濃度（年平均値）を日平均値（2%除外値）に変換した値は、0.044mg/m³であり、環境基準（0.10mg/m³以下）を満たす。駐車場利用車両の走行に伴う寄与率は、0.1%である。 以上のことから、駐車場利用車両の走行に伴う大気質への影響は小さいと考える。</p>

表1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
2. 騒音・振動	<p>【建設機械の稼働に伴う建設作業騒音】 建設機械の稼働に伴う建設作業の騒音レベル(L_{max})は、解体工事では計画地敷地境界において最大82dB、建設工事では計画地敷地境界において最大78dBであり、評価の指標とした勧告基準値（80dBもしくは85dB）を下回る。 以上のことから、建設機械の稼働に伴う建設作業騒音の影響は小さいと考える。</p> <p>【建設機械の稼働に伴う建設作業振動】 建設機械の稼働に伴う建設作業の振動レベル(L_v)は、解体工事では計画地敷地境界において最大69dB、建設工事では計画地敷地境界において最大68dBであり、評価の指標とした勧告基準値（70dBもしくは75dB）を下回る。 以上のことから、建設機械の稼働に伴う建設作業振動の影響は小さいと考える。</p> <p>【工事用車両の走行に伴う道路交通騒音】 工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音レベル(L_{max})は、昼間63～67dBであり、評価の指標とした環境基準（昼間65dBもしくは70dB以下）を満たす。 工事の実施にあたっては、工事用車両の走行に伴う道路交通騒音の増加を極力小さくするために、事前に作業計画を十分検討し、工事用車両による搬出入が集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理を行い、工事工程の平準化に努める等により、道路交通騒音による影響の低減に努める。 なお、工事用車両の走行に伴う騒音レベルの増加分は、昼間1dB未満である。以上のことから、工事用車両の走行に伴う道路交通騒音の影響は小さいと考える。</p> <p>【工事用車両の走行に伴う道路交通振動】 工事用車両の走行に伴う道路交通の振動レベル(L_{max})は、昼間29～40dB、夜間27～36dBであり、評価の指標とした規制基準値（昼間60dBもしくは65dB、夜間55dBもしくは60dB）を下回る。 なお、工事用車両の走行に伴う振動レベルの増加分は、昼間1dB未満～1dB、夜間1dB未満である。 以上のことから、工事用車両の走行に伴う道路交通振動の影響は小さいと考える。</p>
3. 日影	<p>【冬至日における日影の範囲、日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度】 【日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度】 計画地は「都市計画法」第8条の4に基づく特定街区を計画していることから、「建築基準法」第50条の2による日影規制の適用は除外される。しかし、計画地の西側には日影規制が定められている日比谷公園が存在するため、「東京都建築安全条例」とその解説（改訂35版）の記載に準拠し、日影規制を評価の指標として予測され、評価の指標を満足する。 以上のことから、日影の影響は小さいと考える。</p>
工事の完了後	<p>工事の完了後</p>

表1(3) 環境に及ぼす影響の評価の結果

項目	評価の結果
4.電波障害	<p>【計画建築物の設置によるテレビ電波の遮へい障害及び反射障害】</p> <p>計画建築物により、地上デジタル放送については遮へい障害が、衛星放送も遮へい障害が生じると予測する。</p> <p>計画建築物によるテレビ電波の受信障害が発生した場合には、受信状況に応じて、適切な受信障害対策を講じることにより、テレビ電波の受信障害は解消すると考えられ、評価の指標を満足する。</p> <p>以上のことから、電波障害の影響は小さいと考える。</p>
5.風環境	<p>【平均風向、平均風速、最大風速等の突風の状況並びにそれらの変化する地域の範囲及び変化の程度】</p> <p>計画建築物建設前における計画地周辺の風環境は、概ね領域A(住宅地相当)及び領域B(低中層市街地相当)である。</p> <p>計画建築物建設後(対策後)は、適切な防風対策を行うことで一部において建設前に比べて領域の変化が見られるが、全ての地点において中高層市街地相当の風環境である領域Cにおさまっている。また、風の影に特に配慮すべき施設(日比谷公園等)は、低中層市街地相当の風環境である領域Bにおさまっている。</p> <p>以上のことから、風環境の影響は小さいと考える。</p>
6.景観	<p>【主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度】</p> <p>主要な景観の構成要素は、現況では、計画地内は中高層の建築物、計画地周辺は中高層の建築物、鉄道、公園等であり、工事後では、計画地内は高層の建築物、計画地周辺は現況と同じである。このため、主要な景観の構成要素は大きく変化しないと予測され、評価の指標を満足する。</p> <p>以上のことから、主要な景観の構成要素の改変、及びその改変による地域景観の特性の変化の影響は小さいと考える。</p> <p>【代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度】</p> <p>工事後は、近景域では周辺の中高層建築物と相まって、新たな都市景観が形成されると予測する。また、中景域では、周辺の中高層建築物と調和した風格のある景観が、遠景域では、周辺の既存建築物または計画されている高層建築物群と一体となったスカイラインが形成されると予測され、評価の指標を満足する。</p> <p>以上のことから、代表的な眺望地点からの眺望の変化の影響は小さいと考える。</p> <p>【圧迫感の変化の程度】</p> <p>工事後の計画地内計画建築物の形態率は11.9～35.3%であり、現況(計画地内既存建築物)と比較して-18.3～15.3ポイント減少または増加するが、計画建築物の高層部をセントパツクさせ、圧迫感の軽減を図っていると予測され、評価の指標を満足する。</p> <p>以上のことから、圧迫感の変化の影響は小さいと考える。</p>

●東京都告示第八百八十四号

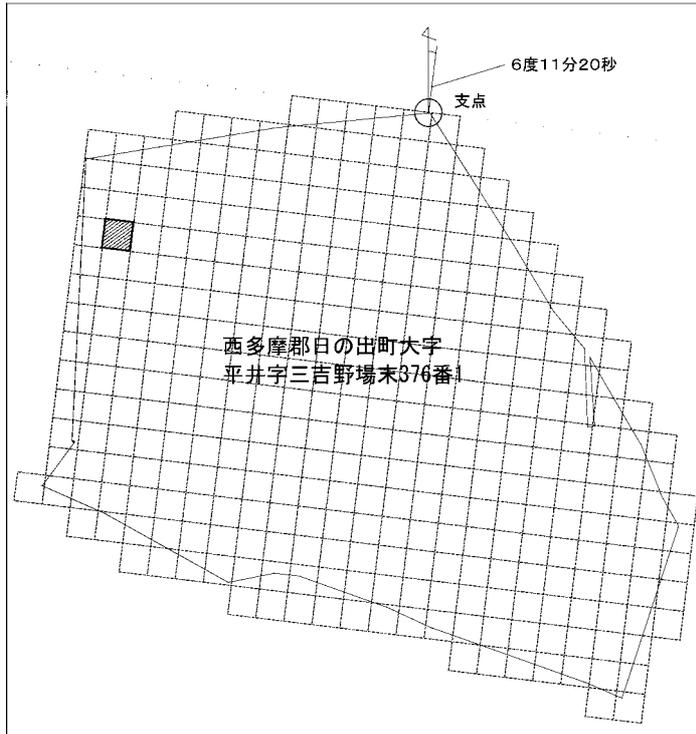
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成二十九年東京都告示第二百七十五号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年六月六日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(西多摩郡日の出町大字平井字三吉野場末地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



■ 支点
 支点は、西多摩郡日の出町大字平井字三吉野場末376番1の最北端とする。

■ 格子の回転角度 (6度11分20秒)
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

■ 凡例
 : 単位区画
 ————— : 調査対象地
 [斜線] : 指定を解除する区域

公 告

開発行為に関する工事の完了について
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和四年六月六日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

開発区域又は工区に含まれる地域の名称
 許可を受けた者の住所及び氏名

狛江市中和泉五丁目六十五番三及び同番三地先
 西東京市東伏見三丁目八番十三号
 ティーアラウンド株式会社
 代表取締役 大橋 博範

東村山市恩多町三丁目三十一番四及び同番七
 杉並区西荻北二丁目一番十号
 株式会社三栄建築設計
 代表取締役 小池 信三

三鷹市野崎三丁目四百七十七番六十七、同番百三から同番百五まで及び同番百七
 西東京市芝久保町四丁目二十六番三号
 株式会社東栄住宅
 代表取締役 佐藤 千尋

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、

その届出及び添付書類を縦覧に供する。
 なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあっては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあっては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和四年六月六日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

令和四年六月六日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 東京イースト21
- 二 店舗所在地 江東区東陽六丁目三番一号ほか
- 三 設置者名 鹿島東京開発株式会社
- 四 設置者住所 江東区東陽六丁目三番二号
- 五 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社ファミリーマートほか一名
- 六 変更前の小売業者の住所 中央区日本橋浜町二丁目六十二番六号(リフォームスタジオ株式会社)
- 七 変更後の小売業者の住所 千葉県千葉市美浜区高洲三丁目二十一番一号(リフォームスタジオ株式会社)
- 八 変更前の小売業者の代表者名 澤田 貴司(株式会社ファミリーマート)
- 九 変更後の小売業者の代表者名 細見 研介(株式会社ファミリーマート)
- 十 変更日 令和三年六月二十八日ほか
- 十一 届出日 令和四年五月十二日
- 十二 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番)

十三 縦覧期間 一号)
 令和四年六月六日から同年十月六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

- 一 店舗名 サミットストア椎名町店
- 二 店舗所在地 豊島区长崎二丁目一番十五号
- 三 設置者名 サミット株式会社
- 四 設置者住所 杉並区永福三丁目五十七番十四号
- 五 変更前の設置者の代表者名 田尻 一
- 六 変更後の設置者の代表者名 服部 哲也
- 七 変更前の小売業者の氏名又は名称 サミット株式会社ほか一名
- 八 変更後の小売業者の氏名又は名称 サミット株式会社
- 九 変更を行った小売業者の氏名又は名称 サミット株式会社
- 十 変更前の小売業者の代表者名 田尻 一
- 十一 変更後の小売業者の代表者名 服部 哲也
- 十二 変更日 令和三年四月一日ほか
- 十三 届出日 令和四年五月二十日
- 十四 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十五 縦覧期間 令和四年六月六日から同年十月六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

- 一 店舗名 サミットストア東中野店
- 二 店舗所在地 中野区東中野四丁目三番六十ほか
- 三 設置者名 サミット株式会社
- 四 設置者住所 杉並区永福三丁目五十七番十四号(仮称)サミットストア東中野駅前店
- 五 変更前の店舗名
- 六 変更後の店舗名 サミットストア東中野店
- 七 変更前の設置者の代表者名 田尻 一
- 八 変更後の設置者の代表者名 服部 哲也
- 九 変更前の小売業者の氏名又は名称 サミット株式会社ほか一名
- 十 変更後の小売業者の氏名又は名称 サミット株式会社ほか一名
- 十一 変更を行った小売業者の氏名又は名称 サミット株式会社
- 十二 変更前の小売業者の代表者名 田尻 一
- 十三 変更後の小売業者の代表者名 服部 哲也
- 十四 変更日 令和三年四月一日ほか
- 十五 届出日 令和四年五月二十日

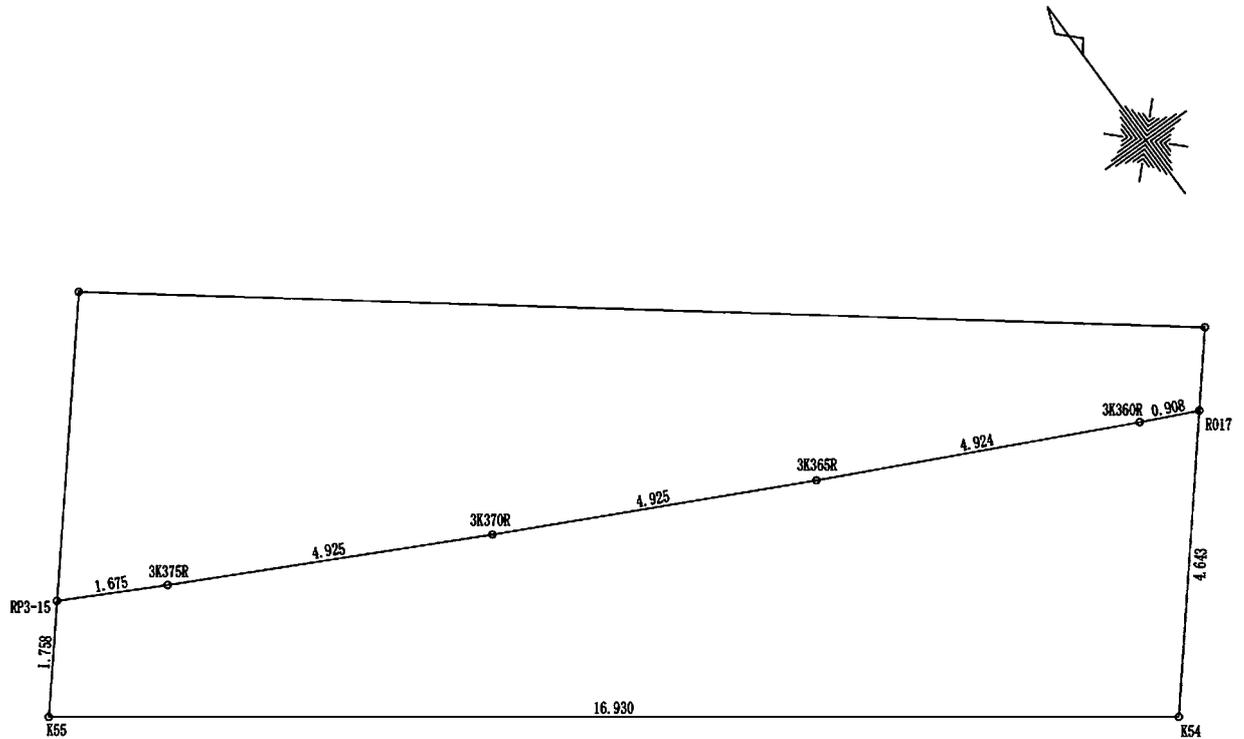
<p>十六 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>	<p>十四 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>新宿線 3 裁決手續の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等 4 土地所有者の氏名及び住所 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 6 裁決手續開始決定年月日 令和4年4月7日</p>
<p>十七 縦覧期間 令和四年六月六日から同年十月六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>	<p>大規模小売店舗立地法に基づく廃止の届出について 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第五項の規定により大規模小売店舗の廃止について届出があったので、同条第六項の規定により次のとおり公告する。</p>	<p>別記のとおり</p>
<p>十八 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>令和四年六月六日</p>	
<p>一 店舗名 ケーズデンキ立川店</p>	<p>東京都知事 小 池 百合子</p>	
<p>二 店舗所在地 立川市泉町八百四十一番七ほか</p>	<p>一 店舗名 藤の台団地四十九号棟、五十号棟、五十三号棟、五十四号棟</p>	
<p>三 設置者名 株式会社立飛リアルエステート</p>	<p>二 店舗所在地 町田市藤の台三千百三十二番地二ほか</p>	
<p>四 設置者住所 立川市栄町六丁目一番地</p>	<p>三 設置者名 独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部</p>	
<p>五 変更前の店舗名 (仮称)立飛商業施設</p>	<p>四 店舗面積の合計 が千平方メートル以下となる日</p>	
<p>六 変更後の店舗名 ケーズデンキ立川店</p>	<p>土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定による次の事項についての収用の裁決手續開始決定を取り消したので、公告する。</p>	
<p>七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社ケーズホールディングス</p>	<p>令和4年6月6日 東京都収用委員会 会長 松 尾 弘</p>	
<p>八 変更前の小売業者の代表者名 加藤 修一</p>	<p>1 起業者の名称 東京都 2 事業の種類 東京都市計画都市高速鉄道事業(西武鉄道)</p>	
<p>九 変更後の小売業者の代表者名 平本 忠</p>		
<p>十 変更日 令和二年七月八日ほか</p>		
<p>十一 届出日 令和四年五月十七日</p>		
<p>十二 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>		
<p>十三 縦覧期間 令和四年六月六日から同年十月六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>		

別記

裁決手続の開始を決定した土地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			備考
所在	地番	地目	登記簿上の地積	実測地積	取用しようとする土地の面積	氏名	住所	氏名	住所	権利の種類	
東京都中野区松が丘一丁目	203番40	宅地	㎡ 103.19	㎡ 104.28	㎡ 52.97	荒井幸雄	東京都中野区松が丘一丁目1番5号				別図のとおり

別 図

裁決手続の開始を決定した土地
東京都中野区松が丘一丁目 203 番 40 のうち
52.97 平方メートル



単位：メートル

測 点	Xn	Yn	(Xn+1-Xn-1) Yn
RP3-15	-31458.622	-14644.656	-82232.837908
3K375R	-31459.407	-14643.176	-184320.665613
3K370R	-31461.661	-14638.797	-276422.153546
3K365R	-31463.861	-14634.390	-278077.603518
3K360R	-31466.009	-14629.959	-165290.945277
R017	-31466.395	-14629.137	67967.413200
K54	-31469.954	-14632.119	524069.143962
K55	-31459.966	-14645.790	394413.593742
		倍面積	105.945042
		面積	52.9725210
		地積	52.97 m ²

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、
 公告する。

令和4年6月6日

東京都収用委員会

会長 松尾弘

- 1 起業者の名称 東京都
- 2 事業の種類 東京都市計画都市高速鉄道事業西武鉄道新宿線
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、
 地番、地目及び地積等
- 4 土地所有者の氏名及び住所
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏
 名、住所及びその権利の種類
- 6 裁決手続開始決定年月日 令和4年5月26日

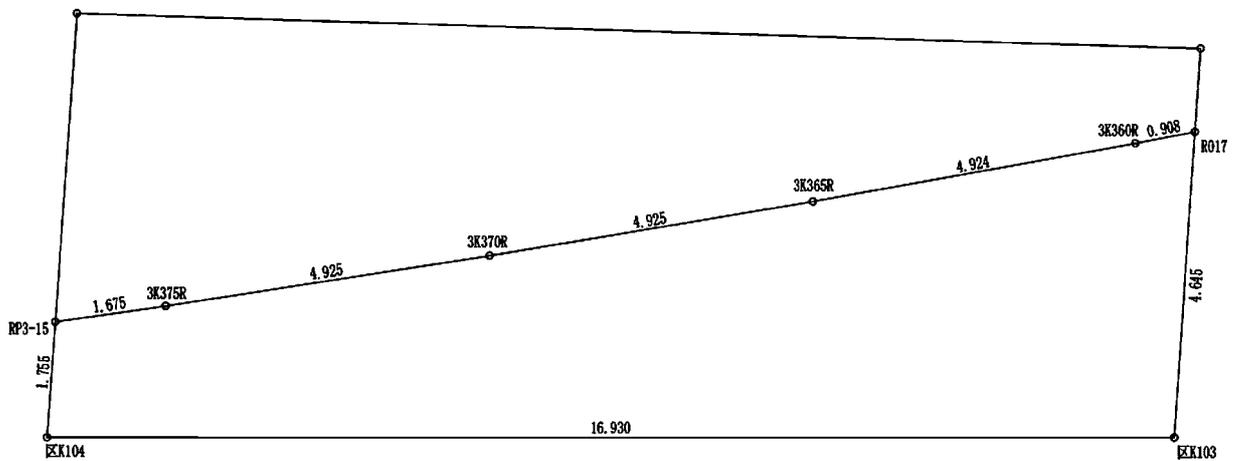
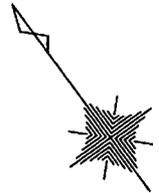
別記のとおり

別記

裁決手続の開始を決定した土地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			備考
所在	地番	地目	登記簿上の地積 m ²	実測地積 m ²	収用しようとする土地の面積 m ²	氏名	住所	氏名	住所	権利の種類	
東京都中野区 松が丘一丁目	203番40	宅地	103.19	104.28	52.97	荒井幸雄	東京都中野区松が丘 一丁目1番5号				別図のとおり

別 図

裁決手続の開始を決定した土地
東京都中野区松が丘一丁目 203 番 40 のうち
52.97 平方メートル



単位：メートル

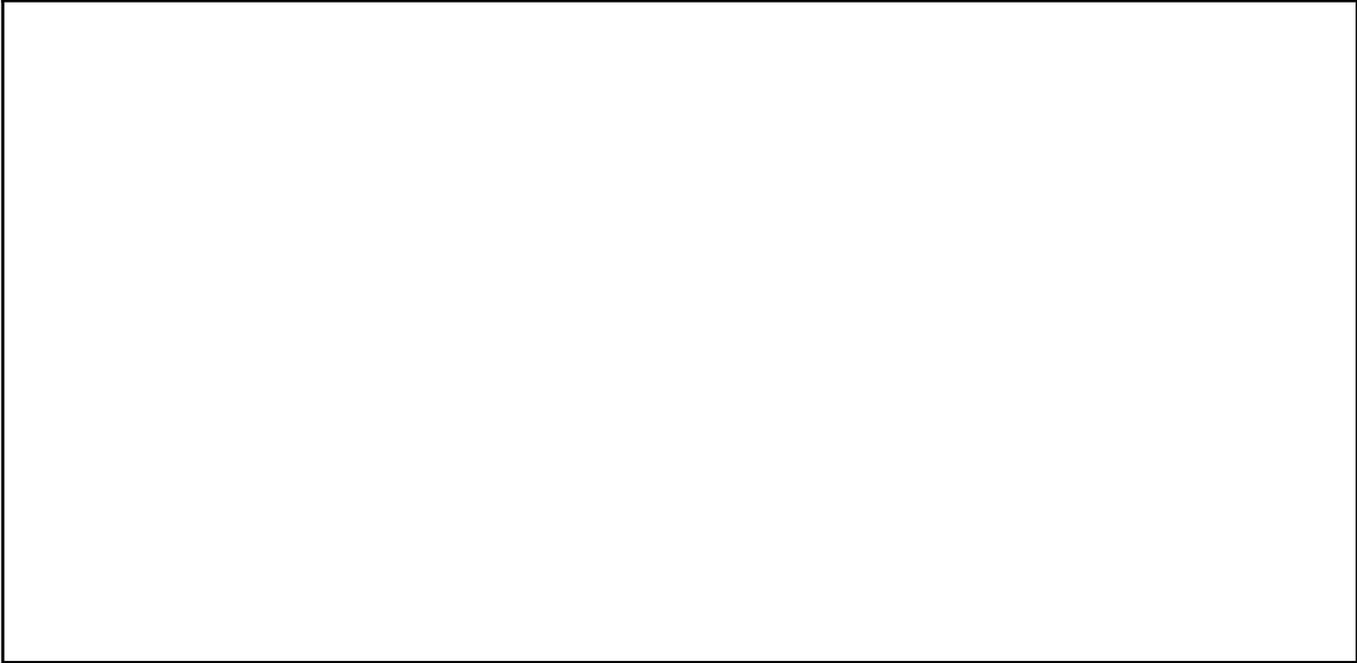
測 点	Xn	Yn	Xn (Yn+1-Yn-1)
RP3-15	-31458.622	-14644.656	-82169.920664
3K375R	-31459.407	-14643.176	-184320.665613
3K370R	-31461.661	-14638.797	-276422.153546
3K365R	-31463.861	-14634.390	-278077.603518
3K360R	-31466.009	-14629.959	-165290.945277
R017	-31466.395	-14629.137	68030.345990
区K103	-31469.956	-14632.121	524006.237356
区K104	-31459.964	-14645.788	394350.648740
		倍面積	105.943468
		面積	52.9717340
		地積	52.97 m ²

正 誤

○令和四年五月二十五日付東京都告示第七百八十八号

ページ一段一行一〇 誤 正

おり、平成二十一年四月一日には同事業の継続事業である「新みちづくり・まちづくりパートナー事業」に係る都道整備に關して受託施行の基
本協定及び用地取得委託協定を締結している



発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月
五〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七号
電話 〇三(三三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

